

## 役員候補者選考規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本スカッシュ協会（以下「本協会」という。）定款及び運営規則に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の選考に必要な事項を定める。

### 第2章 役員候補者選考委員会

(役員候補者選考委員会の設置)

第2条 運営規則第10条第2項に基づき、理事会決議によって、専門委員会として役員候補者選考委員会を置く。

(所管事項)

第3条 役員候補者選考委員会は次の事項を所管する。

- ① 理事会が総会の議に付すべき議案として作成する役員候補者名簿の準備、検討、意見具申に関すること。
- ② 役員の選任及び解任等に関して理事会から委嘱された事項についての意見具申に関すること。
- ③ 役員の選任のための選挙管理に関すること。

### 第3章 選挙

(役員選挙の公示、立候補の受付、議案の提出)

第4条 本協会の役員の立候補は、運営規則第9条の定める手続きによって行う。推薦人となる正会員は、複数の理事候補者又は複数の監事候補者の推薦人となることはできず、この規程に違反した複数の推薦状が提出された場合、いずれの推薦状も有効なものとは扱われないものとする。

2 役員選考委員会は、前項によって受け付けられた役員立候補者（以下「役員立候補者」という。）を理事会に報告する。

3 理事会は、決議により、定款第19条及び運営規則第6条に基づいて、役員立候補者から総会の議に付すべき理事会提出議案とする役員候補者名簿を決定する。

4 役員選考委員会は、役員立候補者全員に対し、前項の理事会決議の内容を通知する。

5 理事会は、第4項で決定した役員候補者名簿に基づき、理事会提出議案として役員選任議案を社員総会に提出する。役員立候補者のうち、第4項の理事会が決定した役員候補

者名簿に登載されなかった立候補者は、理事会提案の役員候補者名簿に含まれない候補者として、その議案を総会の議に付すものとする。

(選挙の実施)

第5条 役員を選任する議案の決議は、定款第17条第3項の定める手続きによって行う。

2 投票は記名式とする。投票用紙に記載されている各候補者に対して、選任賛成の場合には記号○を、選任反対の場合には記号×を記入する。各選任議案について、賛成、反対のいずれの表示もないときは、当該投票者はその議案の決議に参加しなかったものとみなす。

3 投票の有効性の判定は役員選考委員会の判断によるものとする。

(その他)

第6条 本規程に定める他、役員を選考に関する必要な事項は、理事会において定める。

附 則

本規程は、令和2年5月24日より施行する。